

< 令和8年6月から入院時の食費・居住費が変わります >

健康保険法施行令の改定により、令和8年6月1日から入院時の

食費・居住費（食事療養標準負担額・生活療養標準負担額）が以下の通り引き上げられます。

< 食事療養標準負担額 >

昨今の物価高の影響で、食材料費が高騰したことにより、入院時の食費1食につき、40円引き上げることになりました。

また所得の状況や、その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める者等については、

1食につき20円～30円引き上げる内容となっています。

			1食あたりの負担額	
			令和8年5月31日以前	令和8年6月1日以降
一般			510円	550円
市区町村民税 非課税世帯	低所得Ⅱ		240円 (91日目以降190円)	270円 (91日目以降220円)
	低所得Ⅰ	70歳未満	240円 (91日目以降190円)	270円 (91日目以降220円)
		70歳以上75歳未満	110円	130円
指定難病・小児慢性特定疾患の患者			300円	330円

<65歳以上の方が療養病床に入院したときの生活療養標準負担額>

65歳以上の方が療養病床に入院した時の食費も同じく1食につき40円引き上げることになりました。

また所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省令で定める者等については、

1食につき20円～30円引き上げる内容となっています。

居住費についても1日60円引き上げられることとなりました。

		1食あたりの負担額		1食あたりの居住費負担額	
		令和8年5月31日以前	令和8年6月1日以降	令和8年5月31日以前	令和8年6月1日以降
課税世帯	入院時生活療養費（Ⅰ） を算定する 医療機関に入院している者	510円	550円	370円	430円
	入院時生活療養費（Ⅱ） を算定する 医療機関に入院している者	470円	510円	370円	430円

		1食あたりの負担額		1食あたりの居住費負担額	
		令和8年5月31日以前	令和8年6月1日以降	令和8年5月31日以前	令和8年6月1日以降
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	240円 (91日目以降190円)	270円 (91日目以降220円)	370円	430円
	低所得者Ⅰ	140円 (91日目以降110円)	160円 (91日目以降130円)	370円	430円
指定難病患者		300円	330円	0円	0円